

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成27年4月、高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 高度人材ポイント制の認定件数は、約34,700件（令和4年6月末現在）

高度人材ポイント制の対象

- （3つの分類）
- ▶ 高度学術研究活動
 - ▶ 高度専門・技術活動
 - ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に高度人材と認定。

在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通

永住許可申請に要する在留期間

- ▶ 高度人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を70点以上のポイントで3年に短縮、80点以上のポイントで1年に短縮。